

よくあるご質問

(令和6年4月19日 第2版)

1 『関市省エネ家電購入応援キャンペーン』の概要

Q1-1 キャンペーンの期間はいつまでですか？<購入対象期間>

A 令和6年4月1日(月)から令和6年12月31日(火)までに購入した製品が対象になります。

ただし、予算上限に達した場合、キャンペーン期間内でも早期に終了します。
なお、申請受付状況は、環境課(0575-23-7702)まで、お問い合わせください。

Q1-2 購入対象期間の「購入した日」とはいつの時点のことですか？

A 購入代金支払日(レシートや領収書に記載の日付)を購入日とします。

ただし、購入対象期間内に市内の自らが居住の用に供する住宅(住民基本台帳に記録されている申請者の住所に所在するものに限る)に設置することが要件となっています。

Q1-3 令和6年4月1日より前に購入したものを令和6年4月1日以降に設置した場合は、対象になりますか？

A 対象になりません。令和6年4月1日(月)から令和6年12月31日(火)までに購入して設置した製品が対象になります。

ただし、予算上限に達した場合、キャンペーン期間内でも早期に終了します。

Q1-4 いつまで申請できますか？<申請受付期間>

A 令和7年1月14日(火)まで、先着順に受け付けます(当日消印有効)。

ただし、予算上限に達した場合、キャンペーン期間内でも早期に終了します。

Q1-5 関市外の店舗で購入しても対象になりますか？

A 対象になりません。なお、EC店舗(ネット通販やオンラインショップ)での購入も対象外になります。

Q1-6 買い替えではなく新たに購入した場合も対象になりますか？

A 対象になります。

Q1-7 リユース(中古品)も対象になりますか？

A 対象になりません。新品(未使用品)を要件としています。

Q1-8 リース品は対象になりますか？

A 対象になりません。製品の購入を要件としています。

2 キャンペーン対象製品

Q2-1 業務用のエアコンや冷蔵庫(冷凍庫)は対象になりますか？

A 対象になりません。「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)に登録されている家庭用機器が対象です。

Q2-2 製品の多段階評価点(★の数)はどのように確認できますか？

A 店頭に表示されている製品ごとの統一省エネラベルでご確認いただけます。また、「省エネ型製品情報サイト」でもご確認いただけます。

※「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)

<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q2-3 店頭に表示されているエアコンの統一省エネラベルが「目標年度 2010 年度」で、「目標年度 2027 年度」が確認できません。どうすればよいですか？

A 「目標年度 2027 年度」に対する多段階評価を確認するには、購入店舗にご確認いただくか、「省エネ型製品情報サイト」でご確認ください。

※「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)

<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q2-4 購入するエアコンは、「目標年度 2010 年度」に対する多段階評価点が 3.0 以上ですが、対象になりますか？

A 本キャンペーンの対象になるエアコンは、「目標年度2027年度」に対する多段階評価点が 3.0 以上の製品です。

「目標年度 2010 年度目標」では、3.0 以上であっても、「目標年度 2027 年度」では、3.0 を下回る製品もあります。この場合は本キャンペーンの対象外となりますので、必ず「目標年度 2027 年度」の多段階評価点をご確認ください。

Q2-5 購入する製品が「省エネ型製品情報サイト」に登録がありません。どうしたら多段階評価が確認できますか？

A 「省エネ型製品情報サイト」に登録がない製品については、メーカーや購入店舗にご確認ください。

キャンペーン対象製品である場合は、説明書やパンフレットなど対象製品であることを確認できる書類を申請書に添付してください。

Q2-6 家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか？

A キャンペーン対象製品の要件を満たしていれば対象になります。なお、一部のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載がない場合がありますので、メーカーや購入店舗にご確認ください。

キャンペーン対象製品である場合は、説明書やパンフレットなど対象製品であることを確認できる書類を申請書に添付してください。

3 交付額

Q3-1 設置費や配送料は交付対象になりますか？

A 対象になりません。交付対象経費は、製品本体の購入に伴う支払額(税抜)のみです。

次の経費については交付対象外です。なお、交付対象外の経費を除いた支払額(税抜)の区分に応じてせき pay(電子商品券)を交付します。

◎交付対象外の経費

- ・ キャンペーン対象製品の設置に要する工事費
- ・ キャンペーン対象製品の設置に必要な部品及び附帯設備等の購入費
- ・ 配送料 ・ 諸経費(保証料、リサイクル料など)
- ・ 消費税及び地方消費税

◎交付対象経費の区分

- ・ 10 万円以上 20 万円未満 共通券 1 万円 限定券 1 万円
- ・ 20 万円以上 共通券 2 万円 限定券 2 万円

Q3-2 キャンペーン対象製品を複数台購入した場合、交付額はいくらになりますか？

A キャンペーン対象製品の購入に伴う支払額(税抜)の合計額によりを算定します。

<例 1>

本体 7 万円(税抜)のキャンペーン対象製品を 2 台購入した場合

支払額(税抜) 7 万円×2 台=14 万円

交付額 せき pay2 万円(交付対象経費 10 万円以上 20 万円未満に該当)

<例 2>

本体 25 万円(税抜)のキャンペーン対象製品を 2 台購入した場合

支払額(税抜) 25 万円×2 台=50 万円

交付額 せき pay4 万円(交付対象経費 20 万円以上に該当)

Q3-3 店舗の割引やクーポン等を適用した場合、交付対象経費はどのように算定しますか？

A 割引後のキャンペーン対象製品の購入に伴う支払額(税抜)により算定します。

<例 1>

本体 11 万円(税抜)のキャンペーン対象製品の購入に対し、2 万円分の割引が適用される場合

支払額(税抜) 11 万円-2 万円=9 万円 ※交付対象経費

交付対象外(補助対象経費が 10 万円を下回るため)

<例2>

本体 10 万円(税抜)のキャンペーン対象製品の購入に対し、工事費 2 万円(税抜)が掛かり、1 万円分の割引が適用される場合、次の例のとおり、割引額を各費用の額が総額に占める割合で案分し、各費用の額(税抜)から差し引く方法により算定します。

費用(税抜)内訳(b)		各費用に対する割合(c)=(b/a) ※小数点以下切捨て	割引額案分(e)=(d×c) ※10 円以下切捨て	割引後費用(税抜)(f)=(b-e)
製品の購入費	(b)100,000 円	83%	8,300 円	91,700 円
工事費	(b) 20,000 円	16%	1,600 円	18,400 円
合計	(a)120,000 円	※割引額 (d)10,000 円		

支払額(税抜) 91,700 円 ※補助対象経費

交付対象外(補助対象経費が 10 万円を下回るため)

Q3-4 キャンペーンの対象製品と対象外製品を同時購入し、合計金額に対してセット割引が一括適用される場合、交付対象経費はどのように算定しますか？

- A セット割引が一括適用される場合、次の例のとおり、割引額を製品ごとの支払額(税抜)が総額に占める割合で案分し、各製品の支払額(税抜)から差し引く方法により算定します。

<例> 3 製品の支払総額 500,050 円に対して、100,010 円のセット割引
 ※算定の際は、10 円以下を切捨て、支払総額を 500,000 円(a)、割引額 100,000 円(d)とします。

支払額(税抜)内訳(b)		支払総額に対する割合(c)=(b/a) ※小数点以下切捨て	割引額案分(e)=(d×c) ※10 円以下切捨て	割引後支払額(税抜)(f)=(b-e)
製品 A ★3.0	350,100 円	70%	70,000 円	280,100 円
製品 B ★2.0	99,900 円	19%	19,000 円	80,900 円
製品 C ★1.0	50,000 円	10%	10,000 円	40,000 円
合計	500,000 円			

キャンペーン対象製品 製品A

支払額(税抜) 280,100 円 ※補助対象経費

交付額 せき pay4 万円(交付対象経費 20 万円以上に該当)

Q3-5 各種のポイントを使用して支払った場合も対象になりますか？

A 対象になります。使用したポイントも支払額の一部とします。

Q3-6 購入に伴い付与される各種のポイントは支払額から減額されますか？

A 支払額から減額しません。

4 申請条件

Q4-1 複数回に分けてキャンペーン対象製品を購入した場合は、その都度、申請できますか？

A 申請は1回に限ります。複数回に分けて購入された場合は、1回にまとめて申請してください。ただし、購入対象期間内に購入した製品に限ります。

Q4-2 世帯主でなくても申請できますか？

A 申請可能です。ただし、同一世帯からの申請は1回に限ります。

Q4-3 同一世帯の親と子でそれぞれキャンペーン対象製品を購入しましたが、それぞれで申請することができますか？

A 申請できません。同一世帯からの申請は1回に限りますので、親と子のどちらかでまとめて申請してください。

Q4-4 世帯主が異なる2世帯住宅に住んでいますが、申請者の住所が同じになるため同一世帯として扱われますか？

A 世帯分離されている場合は別世帯の扱いとし、各世帯で申請可能です。ただし、同一住所からの申請となりますので、各世帯の住民票(世帯員全員の写し・謄本)をご提出いただくなど、別世帯であることを確認させていただきます。
なお、同一敷地内(同一住所)に住宅が2軒ある場合も、世帯分離されている場合は同様の取扱いとしますが、世帯分離されていない場合はどちらかの世帯の申請(1回)のみとなります。

Q4-5 申請者の自宅ではなく、異なる住所の家族の住宅に設置する場合、対象になりますか？

A 対象になりません。
申請者が市内の自らが居住の用に供する住宅(住民基本台帳に記録されている申請者の住所に所在するものに限る)に設置することが要件となっています。

Q4-6 法人が購入して事業所に設置する場合は対象になりますか？

A 対象になりません。本キャンペーンは、個人の方を対象にしたキャンペーンです。

Q4-7 個人事業主が購入したキャンペーン対象製品を事業所に設置する場合は対象になりますか？

A 対象になりません。本キャンペーンは、個人の方を対象にしたキャンペーンです。自らが居住の用に供する住宅に設置することが要件となっていますので、店舗兼住宅の場合は対象になりません。

Q4-8 関市内の店舗で対象製品を購入しましたが、関市内に引っ越してきたばかりで、まだ住民登録はしていません。交付申請は可能ですか？

A 申請時までに関市内に住民登録していただく必要があります。

Q4-9 他の補助金との併用は可能ですか？

A 他の事業による補助を受けて購入した場合でも、本事業との併用は可能ですが、国又は県等の補助を受けて対象家電を購入する場合、本事業(電子商品券の交付)との併用が可能か、補助金の執行団体にご確認ください。

5 申請方法

Q5-1 申請書はどこで手に入りますか？

A 「関市省エネ家電購入応援キャンペーン」ウェブページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用下さい。また、環境課、各地域事務所、西部支所で配布しています。

◎「関市省エネ家電購入応援キャンペーン」ウェブページ

<https://www.city.seki.lg.jp/0000020545.html>



Q5-2 家電販売店が、購入者の代わりに申請できますか？

A 家電販売店が申請者になることはできません。

Q5-3 購入した製品のメーカー保証書は手元に届くのが設置時になります。事前に申請することはできますか？

A 事前の申請はできません。申請には、領収書・明細書等、メーカー保証書の写し、家電を設置したことがわかる写真が必要となりますので、購入の際に納品・設置までの期間を確認してください。

Q5-4 事前に交付要件を満たしているか確認してから申請したいのですが、環境課に電話すれば確認してもらえますか？

A 申請内容が交付要件を満たしているかの事前確認は行っていません。ご自身で申請内容をご確認いただき、申請を行ってください。

Q5-5 添付書類は原本を提出してもよいですか？

A 原則、写しをご提出ください。原本をご提出いただいても問題ありませんが、提出された申請書類一式は、交付申請を取り下げされる場合を除き返却できませんので、ご提出いただく前に、書類等を写真で撮る、またはスキャンやコピーを残されるなど、ご自身で控えを保管してください。

Q5-6 領収書や明細書等の中にキャンペーン対象外製品が含まれていても問題ありませんか？

A 問題ありません。

ただし、キャンペーン対象外の製品が含まれている場合は、対象製品本体の購入金額(税抜)が確認できることが必要です。円滑な審査のため、対象外製品には「対象外」とメモしていただくなど、ご協力をお願いいたします。

Q5-7 手書きの領収書でも大丈夫ですか？

A 申請は可能です。

ただし、対象製品の購入日、購入店舗、購入金額(税抜)が確認できることが必要です。

Q5-8 領収書の発行金額は、工事費など諸費用を含む総額でも大丈夫ですか？

A 領収書の発行金額が工事費等を含む総額の場合、製品購入金額の確認ができなくなります。領収書の但し書きに製品型番、製品本体の購入に伴う支払額(税抜)などを必ず記載してください。

Q5-9 領収書(明細書等)を紛失した場合は申請できませんか？

A 購入店舗が発行する対象製品の購入日、購入店舗、購入金額(税抜)が分かるものがあれば、申請は可能です。

Q5-10 保証書を紛失した場合は申請できませんか？

A 購入店舗が発行する対象製品の型番が分かるものがあれば、申請は可能です。

Q5-11 メーカー保証書に店舗印がありませんが、店舗印は必須ですか？

A 販売店舗に店舗印の押印を依頼してください。
ただし、販売店舗が独自発行する保証書添付用のレシートなどがある場合は、メーカー保証書と併せて写しをご提出いただくこともできます。

Q5-12 申請書類の提出先はどこですか？

A 環境課へ持参又は郵送してください。
なお、各地域事務所、西部支所では申請を受付けておりませんのでご注意ください。

◎申請書類の提出先

〒501-3894

関市若草通3丁目1番地 関市環境課

Q5-13 郵送方法に指定はありますか？

A 郵送方法に指定はありませんが、環境課では申請書の未達等の責任を負いかねますので、郵送には簡易書留や 特定記録郵便、特定記録封筒(レターパック)など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

※郵送に必要な切手を貼ってください。料金不足の郵便物についてはお受け取りできませんので、ご注意ください。

※環境課では、配達状況に関するお問合せにはお答えできません。配達業者にお問合せください。

Q5-14 申請書類が環境課に到着したかの確認はどのようにすればよいですか？

A 環境課(0575-23-7702)までお問合せいただければ、お答えいたします。その際に、ご本人確認のため、申請者名、現住所、電話番号などを確認させていただきます。

6 審査及び送付

Q6-1 提出書類に不備があった場合は、どのようになりますか？

A 環境課から、申請書に記載の連絡先(電話)へご連絡させていただきますので、ご対応をお願いします。

Q6-2 書類を追加提出する場合は、どのようにすればよいですか？

A 環境課へ持参又は郵送にて提出してください。なお、郵送料は申請者にてご負担をお願いします。

Q6-3 申請からせき pay が送られてくるまで、どれくらいの時間がかかりますか？

A 申請書類に不備がなければ、通常は申請書類が到着してから 3~4 週間程度で申請書に記載の住所に送付します。
ただし、申請数の状況により、送付が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。